

○筑波大学附属病院規則

〔平成16年5月27日〕
〔法人規則第30号〕

改正 平成18年法人規則第23号

平成19年法人規則第47号

平成24年法人規則第13号

筑波大学附属病院規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第65条の規定に基づき、附属病院（以下「病院」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 病院の位置は、次のとおりとする。

茨城県つくば市天久保

(病院の機能)

第3条 病院は、筑波大学における医科学の教育及び研究に係る診療の場として機能するとともに、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発、評価等を通して、医療の進展に寄与するものとする。

(診療部門)

第4条 基本規則第62条第2項に規定する診療部門は、次のとおりとする。

- (1) 診療科
- (2) 診療施設
- (3) 薬剤部
- (4) 看護部

2 前項各号に規定する診療部門の組織及び運営に関し必要な事項は、附属病院規程で定める。

(管理業務部門)

第5条 基本規則第62条第3項に規定する管理業務部門として、部及び課を置く。

2 前項の部及び課の名称、所掌する業務等については、附属病院規程で定める。

(診療等の料金)

第6条 病院において徴収する診療等に関する料金の額及び徴収方法については、附属病院細則

で定める。

(雑則)

第7条 この法人規則に定めるもののほか、病院の組織及び運営に関し必要な事項は、附属病院規程で定める。

附 則

この法人規則は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平18.3.23法人規則23号)

この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平19.8.27法人規則47号)

この法人規則は、平成19年8月27日から施行する。

附 則 (平24.3.29法人規則13号)

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。